会　議　記　録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会　議　名	令和７年度第３回高松市下水道事業運営検討委員会
開催日時	令和７年１１月４日（火）　午後２時～午後３時１５分
開催場所	高松市役所本庁舎１１階　１１４会議室
議　題	１　第５次高松市生活排水対策推進計画（案）について ２　ウォーターＰＰＰについて
公開の区分	■　公開　　□　一部公開　　□　非公開
上記理由	－
出席委員	９人
	寺尾委員（会長）、今岡委員、鍋嶋委員、高橋委員、松浦委員、安部委員、佐々木委員、久保委員、土居委員
傍聴者	４人（定員５人）
担当課及び連絡先	都市整備局下水道部下水道経営課 ０８７－８３９－２７６５

会議経過及び会議結果
開会 **会長挨拶** **議題１　第５次高松市生活排水対策推進計画（案）について** 事務局から説明【資料１－１、１－２】 （会　長）水域の目標水質及び目標年次について、第５次の計画では春日川水域において環境基準値の目標達成を目指すとあるが、春日川水域の現況水質が他の水域と比べて目標達成に近いということが根拠となっているのか。 （事務局）他の水域に比べ、現況水質が環境基準値に近いということと、高松市環境基本計画との整合を取っていることが根拠となっている。 （会　長）本津川上流水域及び下流水域においても現況水質が環境基準値に近づいているが、難しいのか。 （事務局）現時点でかなり整備が進んでおり、改善する要素が見当たりづらく、今後の様子を見ながら中間年次に再度判断したいと思う。 （委　員）今後上昇が見込まれる工事費を可能な限り抑え、人口減少にも対応するため、公共下水道の整備区域については拡張せず、区域外については、合併処理浄化槽で対応

し、効率化を図っていくということでよいか。

（事務局）公共下水道については、公共下水道事業認可区域を設定し、その中で整備を行っている。現在、資料１－１の４ページのとおり、事業計画区域の６，５６９．７ヘクタールのうち５，５１１．７ヘクタールの整備が完了している状況。今後、年間３ヘクタール程度の整備を行う予定としている。しかし、事業計画区域において人家が密集しているが、道路が私道の場合があり、そこでは道路が個人の所有物であるため市が計画的に管を入れることができない。そのため、人家が密集している私道は、１本の管を入れれば数件の人家から公共下水道に下水を流せるため、住人や所有者との協議が調った私道を中心に、年３ヘクタール程度の整備を進めていくこととしている。現状、農地の区域に公共下水道を入れていくことは考えていない。

（委　員）土木建設費が高騰し、３、４年前の倍程度になっている。下水道整備についても、市民に経済的な負担をかけないよう、できるだけ効率的に実施していくことをお願いしたい。

河川の汚れだが、本津川の下流周辺でプラスチックごみ等の回収を行っているが、かなり汚れている。昔は、鮎が生息していたが、今は鯉や亀しかいない。一方で、漁業関係者、特に海苔の生産者からは、海がきれいになりすぎると栄養が不足し、海苔の生育に影響が出るとの声が出ているが、漁業関係者等との調整はどうしているのか。

（事務局）県環境管理課が中心となり、瀬戸内海環境保全特別措置法の改定に伴い漁業関係者を含めた香川県栄養塩類管理推進協議会を開催している。下水道関連では下水処理場の方で、海苔の養殖時期である冬場に、リン・窒素を多めに出せないかという話がある。本市の場合は、香東川浄化センターにおいて、１０数年前から冬場に窒素を多めに出す形を取っており、継続して行うことで、対応している。

（委　員）自然とのバランスを考え、今後もお願いしたい。

（委　員）春日川水域は、現況水質が環境基準値に近いということで、取組をするということだが、反対に、新川水域は、現況水質が環境基準値から遠い。時間を要するかもしれないが、そのような水域においても環境基準値に近づけるような取組が必要ではないか。他の水域と比べ、新川水域における現況水質が環境基準値から大きく遠い数値になっている原因を考える必要があるのではないかと思う。

（事務局）新川水域については、資料１－１の１３ページの図では見切れているが、上流域が三木町になっており、水域のかなりの割合を三木町が占めている。三木町においても、下水道処理や合併浄化槽への転換を進めているが、本市より人口普及率が低くなっている。そういった要因から、新川については、本市及び三木町での対策が必要である。

また、水質の計測を行う県環境管理課に確認をしたが、新川については、昭和６２年に堤防が決壊した後に、激甚災害に指定され、河川の整備を順次進めている。その中で、農業用水も関係することから、河床の底下げと併せ、農業施設の整備も行っている。川の底が下がり、元の水位は変わらないため、蓄えられる水量が非常に大きくなり、川の流れを阻害している可能性を指摘されていた。まずは、汚水をき

れいにする必要があり、その後、流れについても考える必要がある。

（委　員）資料１－１の５ページ、合併処理浄化槽が増え、単独処理浄化槽が減っている。単独処理浄化槽は、平成元年から増え、それに伴い新川水域の水質が悪化していることが資料１－１の１１ページにあるグラフからも読み取れる。単独処理浄化槽はその導入以前の汲み取りと比べ、環境への負荷が大きいが、人間の利便性を追い求めた結果、単独処理浄化槽が広がった。現在は、単独処理浄化槽の設置はできず、合併処理浄化槽しか設置できない。環境への負荷等の観点からも、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めるために手を打つ必要がある。

（委　員）合併処理浄化槽への転換を行う方に対し、補助金（浄化槽設置整備事業補助金）を交付しているが、現在の物価上昇や人件費の高騰等に伴う補助金の見直しは行うか。

（事務局）国では、近年の物価上昇や人件費の高騰等に伴い補助金の限度額を令和８年４月から引き上げるとしている。一方、本市では、抽選方式により申請を受け付けているが、多く応募があり、令和７年度末時点で約９０基が抽選漏れにより補助金を交付できていない。現在の基準においても、多数の申込があること、また、補助金の引上げにより予算を増加させる必要があることから、今のところは、現状維持で行きたいと考えている。

（委　員）資料１－１の１１及び１２ページにおけるグラフについて、縦軸の幅がグラフによって異なるため、視覚的な判断が難しいのでは。すべてのグラフの縦幅を揃える必要があると思う。

議題２　ウォーターＰＰＰについて

事務局から説明【資料２】

（委　員）契約期間１０年間が原則固定で、かなり長い期間の契約となるため、事業開始後の社会情勢の変化等に伴う委託料の変動にどの程度柔軟に対応できそうであるか。また、事業開始後に、官民の間での連携にずれが生じた際の立て直しができるかどうかといった懸念点について、どう考えているか。

（事務局）物価変動への対応については、現在行っている長期契約でも物価スライドで対応している。また、国の示すガイドライン（下水道分野におけるウォーターＰＰＰガイドライン）も参考にしながら対応していく。

事業連携の中での官民のずれについては、ずれが発生しないような内容とするための役割分担、責任分担について当初から押さえる。先に述べた、国のガイドラインはブラッシュアップされた、きめ細やかな内容が公表されており、それを参考にしながら、導入までにしっかり押さえていきたいと考えている。

（委　員）管理更新一体マネジメント方式や性能発注といった事案の、他の自治体における導入状況や考え方はどのようになっているか。

（事務局）管理更新一体型マネジメント方式や性能発注といった事例はあり、その中での課題を現在調査している。その内容も組み込んで対応していきたい。

一方で、ウォーターＰＰＰ自体は、しっかり取り組み途中まで進んでいる自治体は

まだないという状況である。今後、様々な情報が出てくると思われるが、当初から想定される課題はガイドラインの中で示されているため、情報収集し、対応していく。

（委　員）新しいことを始めるのは大変だが、スピード感を持って対応していただきたい。
他の自治体では、初期工事費は必要になるが、各処理場を連携させ１つの処理場が機能しなくなったときに、他の処理場で対応できるということを検討している自治体もあるようだが、高松市はどのように考えているか。

（事務局）下水処理場の連携ということで、先般の埼玉県八潮市の事故発生後、国土交通省からリダンダンシー等の考え方が出ている。従来は、国庫補助等で下水道管等を構築する場合に、処理場１つに対して幹線管きょ１つと、最小限度の整備ということが、全国的に多く行われ、本市も例外ではない。しかし、事故が発生した際に、幹線管きょが二重化されていれば、一方の使用が難しくなった場合に、もう一方で対応するということが可能となる。委員が述べたように、処理場も同様である。また、能登半島地震での事例を踏まえると、処理場の機能が低下した際に、合併処理浄化槽は問題なく機能していた事例があるため、今後、耐震化や改築更新を計画する中で、処理場の連携や幹線管きょの複数化等、検討しなければならないと思う。

（委　員）高松市は非常にコンパクトなまちで、他の自治体より処理場の連携等はしやすいかと思うので、検討し、市民が不便にならないようにお願いしたい。

（委　員）資料２の６ページ、下水道従事職員の減少について記載されているが、現状９０人前後で推移している中で、ウォーターＰＰＰ導入後における人数の推移はどうあるべきと考えているか。

（事務局）アセットマネジメントという観点では、人員が増えるか減るかという議論は十分に行う必要がある。一方、下水道事業は、様々なメニューがあり、不明水対策や上下水道一体での耐震化等、次から次へと国から示されている。現時点で、対応はしているが、さらに力をいれて行うべき部分もある。内容の充実等もあるため、人員の増減については、現時点では答えは出ていないため、内容を詰めて判断していきたい。

（委　員）民間企業に任せる部分が出てくるということで、高松市の技術力のキープができるかの不安がある。例えば１０年契約が終わった後に高松市に戻すことになったり、契約途中に震災等が発生し寸断したりということがあった場合に、下水道従事職員が減っていると、高松市の技術力が下がるのではないか。新しい取組ということで、全体的に見てどういうデメリットがあるのか、例えば、民間企業に任せることにより利益追求型にならないのかどうか等、広く見る必要があると思う。また、対象区域がすべてではなく、３処理区ということもあり、そこでの差が起こり得るのかどうかも見ていった方が良い。

（事務局）その点、本市においても課題と認識しており、モニタリングの際に事業者の行った内容を簡単に報告してもらうものから、本市職員が技術力を持って確認を行う内容もある。そういったところで、本市の技術力を担保するように対応したいと考えている。対象区域としている３処理区は、老朽化が進んでいる区域とそうでない区域

で分けて対象としている。いただいた意見をもとに、内容を深めていく。

（委　員）資料２の８ページ、下水道施設における官民連携事業数の表がある。その中で包括的民間委託や指定管理制度等あるが、これは、国、地方公共団体が行っているものがこれだけの種類ある。高松市はこれからどういう方向で進む予定か。

（事務局）現状は、本市下水道施設課の処理場及びポンプ場がすでに包括的民間委託で出されており、資料２の８ページの表にカウントされている。その民間委託に加え、管きょ等も足していくのが、ウォーターＰＰＰという形になる。

（委　員）高松市として、ウォーターＰＰＰを進めることの一番のメリットは何であるかを端的に聞きたい。

（事務局）安定的持続可能な下水道運営ということで、市民サービスをしっかり保っていくことと考えている。

（会　長）これから次年度を含め、具体化が進められていく中で、本委員会で意見する機会はあるのか。

（事務局）適宜相談していきたい。

その他（報告事項）

事務局から説明

閉会

以上